

食安発0219第1号  
平成25年2月19日

各〔都道府県知事〕殿  
〔保健所設置市長〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対米、対カナダ及び対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について

対米、対カナダ及び対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定については、3ヶ国に共通する輸出条件が多いことから、申請手続きの簡素化を図るため、「対米及びカナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成17年12月12日付け食安発1212002号当職通知）及び「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定に係る運用について」（平成19年2月15日付け食安監発第0215002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）に基づいて取り扱っているところである。

今般、対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等が対米又は対カナダ輸出食肉取扱施設の認定を申請する場合の手続きの簡素化について照会があったことから、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、関係営業者に対する周知及び指導方願いする。

なお、前記両通知は本日をもって廃止する。

記

#### 1 認定申請について

「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（平成2年5月24日付け衛乳第35号厚生省生活衛生局長通知）、「対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（平成17年12月12日付け食安発第1212001号当職通知）及び「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（平成19年2月15日付け食安発第0215001号当職通知。以下「対香港認定要綱」という。）のいずれかに基づき認定されたと畜場等がその旨を明記して当該3ヶ国のうち他国向けの認定を申請する場  
合については、各認定要綱中、次に掲げる手続等を省略することができる。

- (1) 4の(1)に規定すると畜場等の設置者の申請手続きに係る関係資料の添付（ただし、対香港認定要綱にのみ規定されている要件に関する資料を除く。）
- (2) 4の(2)に規定する別紙様式3の記の1から4の記載
- (3) 4の(3)に規定する厚生労働省による現地調査

## 2 指名検査員について

1の場合において、4の(4)イについて、厚生労働省は、既認定と畜場等の指名検査員等を新規認定と畜場等の指名検査員等として指名したこととする。

## 3 認定後の変更届出について

3ヶ国中2ヶ国以上の認定を受けたと畜場等は、各認定要綱中、5の(5)に規定する変更の届出については、複数の認定要綱に基づく旨を明記して1件に取りまとめて提出することとする。